

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>税務課、子育て支援課、出張所等と連携し情報の共有化を図っている。 休日(土・日)納付相談を実施(年延べ6日)している。 周知は区広報紙への掲載及び滞納者へ相談はがきを送付している。 催告書等の送付や税務課で申告書の閲覧など情報提供を行っている。 税・介護・長寿担当と連携して情報の共有を図っている。 通知および電話催告のほか、勤務先への給与調査など。 短期被保険者証の交付。 短期証は窓口交付とし、更新時は必ず相談をしている。 納付相談通知、弁明書の提出を求める通知の送付。 徴収嘱託員による訪問を実施。 年間5回実施している休日(日曜日)臨時窓口への呼出。 一般の納付勧奨とは別に資格証を対象として訪問調査や納付相談手紙を郵送している。 滞納管理システムにより税の担当課と連携し情報の共有を図っている。 弁明書通知を送付して、来庁相談を実施している。 年間5回実施している休日(日曜日)臨時窓口への呼出。 ①財産差押(差押執行通知を送付し、呼出・差押通知による呼出)。②短期被保険者証の交付(6ヶ月):6ヶ月ごとに保険証の更新に来庁させ納税相談を行う。 滞納者と接触前には、必ず対象者の家族状況を調査し、水道使用料や子供がいる場合には、保育料・給食費等の納入状況を確認する。 徴収プロジェクトチームによる訪問、予告通知書を担当が直接訪問。 予告通知を配達記録にて送付。 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有化を図る。 収納課にて来庁指定書を送付して納付を促したり、収納相談を受けている。 窓口での資格届出・給付申請時において、国保税納税協力を要請を行っている。</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>世帯記録画面にて、子供のいる世帯を把握し、基本的には除外している。 0歳から義務教育年齢までの子供がいる世帯は、資格証交付世帯から除外している。 医療助成対象者(義務教育終了前)のいる世帯については資格証明書交付世帯より除外する。 催告書等の送付や税務課で申告書の閲覧など情報交換を行っている。 子供のいる世帯に関わらず滞納世帯については徴収嘱託員が訪問している。 訪問を行い実態を把握するとともに、関係機関からの情報を収集し、緊急を要する場合等については保険証を交付している。 文書発送および訪問等により、特別の事情の届出書の提出を促し、提出があると適用除外、または解除としている。 中学生以下については、乳幼児医療制度・子ども医療制度の助成の有無を確認し、資格証明書交付世帯でも助成中の本人については短期保険証を交付している。 資格証明書交付対象世帯について、世帯構成を調査し実情を把握する。 夏休み期間中に、嘱託収納員が訪問し、実情を把握する取組みを行った。(20年8月) 基準から対象外として、事前に点検を行い除外している。 ①新規資格証該当者選定時、「乳幼児医療助成制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」該当の場合には除外。②現在資格証該当者で、「乳幼児医療助成制度」「義務教育就学児医療助成制度」「ひとり親家庭医療助成制度」に該当となった場合は、届出により資格証解除。なお、公簿等で確認できる場合は届出を省略できる。 乳幼児に対しては資格証でなく短期証に変更している。 乳幼児・障害者・ひとり親・就学児の医療助成対象者は資格証交付対象からはずす規定にしている。 地方単独の難病医療費助成対象者等は適用除外。 心身障害時の医療費の助成に関する条例(都条例)、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(都規則)、市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、市乳幼児の医療費に助成に関する条例、市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定による医療給付を受けることができる。</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>処分判定会議において判定する。資格証明書事務取扱要綱に基づき、資格証交付基準を定めている。 判定に際しては、収納課と協議する。 弁明書の提出を求め、納付状況や納付誓約等と併せて総合的に判断している。 義務教育までの子どもに対しては公費で自己負担金を負担しているため資格証は発行しない特別の事情の申出が現在まで特にないが、資格証発行・解除は審査会で判定。レセプト等により医療機関受診状況の調査。 行政手続法、条例に基づき、事前に弁明の機会を付与(書面の提出)し、弁明審査会で承認、不承認を決定。 課内に審査会を設置している。 低所得者世帯(保険料の7.5・2割減額の認定を受けている世帯)は対象外としている。 受付担当、資格証担当、主査、主幹とで判定を行う。 国民健康保険料滞納者対策対象者審査会を設置し、審査を行う。</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(14) 都道府県名(神奈川県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	横浜市	553,633	100,875	○	29,250	不明	0	2,266	1,426	H19.3.31	○	○	○	○	○	○	○	
2	川崎市	211,695	43,627	○	4647	5	0	5	0	H20.8.31	○							
3	横須賀市	71,452	8,473	○	3490	278	94	214	138		○		○		○			○
4	平塚市	43,107	7,836	○	37	1	0	1	1	H20.6.1	○	○	○				○	
5	鎌倉市	29,919	4,446	○	0													
6	藤沢市	62,360	14,416	○	166	2	0	1	1		○							
7	小田原市	33,622	5,513	○	9	0	0	0	0		○		○				○	
8	茅ヶ崎市	37,007	7,377	○	78	0	0	0	0		○							
9	逗子市	10327	1658	○	20	3	0	2	2	H20.8.31			○					
10	相模原市	117,124	18,867	○	332	0	0	0	0	H20.8.31	○							○
11	三浦市	9,784	1,967	○	120	4	0	3	2	H20.8.31	○							
12	秦野市	25,935	7,176	○	356	24	2	16	13	H20.5.31	○							
13	厚木市	36339	11669	○	62	4	0	0	4	H20.6.1	○	○				○		○
14	大和市	38,873	4,793	○	858	137	28	83	36	H20.9.1	○	○	○		○	○	○	○
15	伊勢原市	27,694	1,273	○	206	10	0	7	7	H20.9.1	○							
16	海老名市	19,192	2,743	○	251	14	0	0	8	H20.9.19	○	○				○		
17	座間市	21,579	3,505	○	44	7	2	6	2	H20.8.31	○	○				○		○
18	南足柄市	6,974	1,388	○	0		0			H20.8.31								
19	栗山町	5,813	1,541	○	17	0	0	0	0	H20.5.31	○							
20	寒川町	7,875	1,153	○	164	7	0	4	6		○			○	○	○		
21	綾瀬市	14,965	3,978	○	119	2	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	
22	大磯町	5,680	689	○	0													
23	二宮町	5,146	480	○	82	1	0	1	0		○		○					
24	中井町	1,596	108	○	0						○	○	○			○	○	
25	大井町	2747	349	○	5	1	0	1	1	H20.6.1	○	○	○			○	○	
26	松田町	2,085	197	○	0						○	○	○			○	○	
27	山北町	2,022	128	○	0					H20.9.1								
28	關成町	2,292	328	○	0													
29	箱根町	2,828	879	○	5	0	0	0	0	H20.6.1	○	○						
30	真鶴町	1769	432	○	17	0	0	0	0		○							
31	湯河原町	6003	1787	○	0						○	○	○			○	○	
32	愛川町	8,965	3,111	○	220	0	0	0	0	H20.5.31	○	○				○	○	
33	清川村	580	142	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
都道府県合計		1,426,982	262,904	33	40,565	500	126	2,612	1,648		27	14	13	4	9	14	10	5

備考

世帯数20/9/1現在、滞納世帯数20/9/15現在

滞納世帯数は5/31現在。5月末に資格を喪失していても滞納があれば1世帯としてカウ

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)</p> <p>組織化した全庁的な滞納対策担当と連携し、情報の共有化を図る(横須賀市)</p> <p>収納担当課と連携し情報の共有を図る。(大和市、海老名市)</p> <p>税務担当課等と連携し情報の共有を図る(秦野市、座間市、二宮町、大井町、松田町、箱根町、湯河原町、清川村)</p> <p>証返還請求書を送る前に証返還予告通知を送し、休日納税相談等を設け、接触の機会を増やす。(相模原市)</p> <p>短期証交付の段階で、窓口交付として折衝の機会を設ける。(三浦市)</p> <p>休日、夜間に臨時窓口を開設している。(厚木市)</p> <p>保険証更新時、滞納世帯に対しては郵送による交付ではなく窓口で直接交付を行い、その際納付の確約や促すなどしている。(伊勢原市、清川村)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例) 必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>資格証明書世帯の子供が急病の場合、経済状況を考慮した保険料の納付で短期被保険者証を交付する。(横浜市・横須賀市)</p> <p>市医療費助成条例に基づき重度心身障害者、一人親家庭、乳幼児医療費または小児入院医療費の助成を受けている世帯については資格証明書の発行を行わない。(相模原市)</p> <p>市独自に助成対象となっている重度障害、小児、ひとり親、老人医療費助成制度(経過措置)の適用を受けている場合は実情を考慮する。(川崎市)</p> <p>福祉医療(小児、ひとり親、重度障害)対象世帯については資格証明書の対象から除外している。(三浦市)</p> <p>小児医療証発行世帯については、資格者証を発行しない。(伊勢原市)</p> <p>必ず医療証等の発行の有無を確認し、医療証等発行されているものには通常証を発行している。(公費負担及び市医療費助成に該当する者)(座間市)</p> <p>中学生以下の世帯構成員がいる世帯には新規に資格証を発行しない。(二宮町)</p> <p>納税交渉時に詳しく聞き取りにより実情を把握し、小学生以下の子どもには一般証を交付する。(海老名市)</p> <p>必ず訪問を行うなど家族に接触して、家庭の実情を十分把握するなどしている。(清川村)</p> <p>福祉、教育部門と連携し、情報の共有を図り、実情を把握している。(松田町)</p> <p>税と滞納整理管理システムを共有しており、過去の折衝記録等から滞納世帯の状況を把握する。(小田原市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例) 第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>政令及び省令に沿って判断し、対象者の話を良く聞いた上で、国保職員の話し合いの場を設け決定する。(座間市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(15) 都道府県名(新潟県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	新潟市	114,742	20,557	○	1,083	28	4	16	18	H20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	
		37,645	3,890	○	477	43	0	0	0	世帯数 H20.7.3 滞納世帯数 H20.5.31 交付世帯数 H20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	○
2	長岡市	26,374	3,235	○	234	18	4	14	7	H20.8.31 (ただし交 付世帯数は H20.9.1)	○	○	○			○	○	○
3	上越市	14,123	1,298	○	73	2	0	0	0	H20.8.1	○	○	○			○	○	
4	三条市	13,004	912	○	20	4	0	3	1	H20.9.12	○	○	○			○	○	
5	柏崎市	14,677	1,043	○	179	24	0	0	0	H20.7.31	○		○		○			
6	新発田市	5,450	512	○	35	1	0	1	0	H20.8.29		○	○			○		○
8	小千谷市	4,481	649															
9	加茂市	5,621	373	○	15	1	0	0	2	H20.7.31	○	○						○
11	見附市	10,621	1,498	○	67	0	0	0	0		○							○
12	村上市	17,812	471	○	4	1	0	0	2		○	○	○			○	○	
15	糸魚川市	5,116	233	○	37	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
16	妙高市	8,412	99	○	82	6	1	4	4		○	○	○			○	○	○
17	五泉市	6,608	1,109	○	82	9	2	6	4		○	○	○					○
201	阿賀野市	11,222	9,371	○	283	32	12	15	5	H20.8.29	○		○					○
202	佐渡市	6,132	490	○	27	4	0	0	0		○	○	○					
203	魚沼市	9,255	1,537	○	151	21	5	17	9		○	○	○			○	○	○
204	南魚沼市	9,346	555	○	148	13	2	10	7		○	○	○			○	○	
205	十日町市	4,597	280	○	40	4	2	2	2		○							
206	胎内市	11,569	1,562	○	34	0	0	0	0	H20.7.31	○							
207	燕市	1,803	86	○	49	6	1	2	6		○	○	○			○	○	
26	聖籠町	1,148	84	○	0	0	0	0	0									
36	弥彦村	1,829	149	○														
46	田上町	802	30	○	0													
55	出雲崎町	681	65	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
58	川口町	1,686	220	○	44	6	0	0	0		○	○	○					
65	湯沢町	1,765	99	○	6	1	0	3	0		○	○	○			○	○	○
70	津南町	631	68	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
74	刈羽村	984	38	○	12	1	0	1	1		○	○	○			○	○	
95	関川村	80	6															
100	粟島浦村	2,448	84	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
251	阿賀町																	
都道府県合計		350,664	50,603	29	3,185	225	33	94	68		24	20	21	3	4	16	17	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	休日や時間外に開庁し、特別納付相談窓口を開設することで、相談の機会を設けている。(長岡市)
	税収納・福祉などの担当課と連携して取り組んでいる。(上越市・新発田市・小千谷市・糸魚川市・五泉市・川口町・魚沼市・津南町)
	滞納管理システムを利用し、納付・処分・折衝等の情報を関係課と共有している。また、担当者と連携をとることに努めている。(上越市・胎内市)
	基本的には、相談を受けてもらうことで短期証へ切り替えることとしている。(上越市)
	収納課より保険税徴収と合わせて状況の提供を受ける(三条市)
	納税担当課と連携し情報の共有を図る。(柏崎市・見附市・出雲崎町・津南町・十日町市)
	特に母子家庭など訪問を行い、世帯の状況などの実情を把握するようにしている。(新発田市)
	月1回程度の電話催告や訪問を実施し、実情を把握しながら可能な限り、短期証へ移行している。(小千谷市)
	税務課と連携し、催告書を送り納税相談窓口を設けた。(村上市)
	呼び出しによる納税相談の実施。(期間を定めて実施…土曜日の午前および窓口延長日(木曜日、午後7時まで)を含む。)(妙高市)
	保険証交付時に長期滞納者は窓口交付をしている。納付誓約書を記入してもらい短期に切り替えている。(川口町)
	納税相談(年4回)(佐渡市・胎内市)
	被保険者証更新前に納税相談週間を設定し、納税相談を実施している。(南魚沼市)
公共料金徴収係(町民生活課)で、全ての税・料について滞納世帯ごとに徴収担当を決め、一体的、定期的(休日・夜間を問わず)に徴収している。(阿賀町)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	子供のいない世帯よりも電話催告や訪問の回数を多くし、接触の機会を増やす。(新潟市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については資格証明書を交付せず短期証を交付する。(長岡市・三条市・魚沼市・出雲崎町)
	資格証明書交付世帯で未就学の被保険者については資格証明書を交付せず短期証を交付する。(新発田市・柏崎市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の子供のいる世帯については世帯主の適用免除の申請により、短期証を交付している。(村上市)
	小学生以下の子供のいる世帯は資格証明書を交付しないこととしている。(糸魚川市・妙高市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については資格証明書を交付せず被保険者証を交付する。(湯沢町)
	子育て支援担当課と連携し、実情を把握する。(南魚沼市)
	中学生以下の子供のいる世帯は資格証明書を交付しないこととしている。(燕市)
	必ず納付相談を行い、納付の意欲、考え方、特別な事情等を詳細に把握している。(津南町)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については世帯主の届出により資格証明書を交付せず被保険者証を交付する。(関川村)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	税収納・福祉などの担当課と連携して取り組んでいる。(上越市)
	資格証の交付にあたり「国民健康保険被保険者資格証明書交付審査委員会」を設置している。(上越市・燕市)
	特別な取組はしていませんが、資格証発送時の送付文には、特別な事情のある方は相談の受付がある旨の通知を行っています。(柏崎市)
	課内で協議を行う。(糸魚川市)
	保険証更新時の納税相談を税収係と国保担当職員で行い、状況を把握する。(五泉市)
	資格証明書等交付審査委員会を設置し、税・福祉部門と連携して総合的に判断している。(魚沼市・南魚沼市)
	資格者証交付審査委員会を設置し、年2回審査会を開催。審査会の事前に文書での催告、納付相談を実施する。(十日町市)
	税収納担当課と連携して納税相談を行うことにより特別な事情を把握し、両課協議の上で資格証を交付している。(胎内市)
被保険者資格証明書交付事務取扱要綱を定め、それにより納付相談、指導を行い、事情を考慮した納付計画を誓約書として提出いただく。履行がない場合、発行の判断をしている。(津南町)	

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（16）都道府県名（富山県）

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	富山市	56351	9240	○	2036	140	64	97	46	H20.9.12	○		○		○	○		
2	高岡市	33678	3064	○	139	0	0	0	0	H20.3.31	○	○	○	○	○	○	○	○
4	魚津市	6118	298	○	110	8	2	4	6		○	○	○		○	○		
5	氷見市	7145	411	○	127	6	3	4	1	H20.8.31	○	○	○	○		○	○	○
6	滑川市	4204	357	○	45	8	3	7	2	<small>世帯数、滞納世帯数 /2020.8.31</small>	○	○	○	○	○	○	○	○
7	黒部市	5620	435	○	1	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○		○	○	○	
8	砺波市	5806	268	○	38	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○		○	○	○	○
9	小矢部市	4107	233	○	52	1	0	0	1		○	○	○		○	○	○	○
12	舟橋村	380	16	○	0	-	-	-	-		○	○	○	○		○	○	○
13	上市町	7622	398	○	0	-	-	-	-	<small>世帯数H20.9.1</small>	○	○	○		○	○	○	
14	立山町	4443	236	○	0	-	-	-	-		○	○	○		○	○	○	○
16	入善町	3633	163	○	1	0	0	0	0	<small>世帯数H20.8.31</small>	○	○	○		○	○	○	○
17	朝日町	2161	236	○	0					H20.6.1	○	○	○		○	○	○	○
36	南砺市	8115	258	○	11	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
037	射水市	11761	944	○	80	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		161144	16557	15	2640	164	72	113	56		15	14	15	4	3	15	14	10
滞納者と接触を図るための具体的な取組				納税相談のため、時間外や休日に開庁している。（高岡市）、税務課と連携し情報の共有を図る。（氷見市）（南砺市）、税務課収納担当と連携し、納税相談を実施する。（滑川市） 税と連携し納税相談の機会を設け、納付誓約させる。（砺波市）、税・住民記録・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。（小矢部市）、税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。（舟橋村） 税・福祉・水道・建設などの担当課と連携し情報の共有化を図りながら、来庁を促し、実情を把握、また調査により、勤務先、実家などから接触に努める。（立山町）、納税相談の開催（入善町） 納税課・こども課・社会福祉課等関係課と連携を図り、電話や文書または訪問して積極的な接触の機会を増やすよう努力している。また、被保険証を交付する前に納税相談を開催して、滞納者とよく話し合いをしてから、交付するよう心がけている。（射水市）														
子供のいる世帯に対する特別な取組				滞納世帯の家族構成や収入状況及び収納担当の実態調査を基に、子供のいる世帯は十分な配慮をしている。（高岡市）福祉課児童福祉担当（特に母子世帯担当）と連携し、情報の共有を図る。（滑川市） こども課と連携を図り、生活状況ならびに家計の状況を聴取し、子供のいる世帯の生活の安定化をまもりながら、分納誓約納付等を促している。（射水市）														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				事実を証明できる書類（罹災証明書、盗難事故証明、廃業届、医療機関の診断書など）の提出を求める。（砺波市） 滞納世帯の家族構成及び収支状況等の実情を聞き取り調査で確認・把握した後、税担当及び国保資格担当課で、判定を行う（入善町） 災害等の状況把握の迅速化を図り、その事情に応じた交付に努めている。（射水市）														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(17) 都道府県名(石川県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	金沢市	63,171		○	754	18	0	0	18	2008/8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
002	小松市	15,119	1,697	○	72	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
003	七尾市	9,002	1,797															
004	加賀市	12,900	2,512							2008/8/31								
005	輪島市	6,153	903	○	6	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
006	珠洲市	3,212	105	○	0						○	○	○			○	○	
007	羽咋市	3,538	171	○	8	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○		○		○	○
008	白山市	13,732	709	○	39	0	0	0	0		○	○	○			○		
010	能美市	6,023	654	○	0					2008/9/30	○	○	○			○	○	
013	川北町	586	23	○	0	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○			○	○	
015	野々市町	5,877	953	○	33	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	
022	津幡町	4,019	786															
023	かほく市	4,316	314	○	1	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○	○	○	○	○	
026	内灘町	3,517	322	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
027	志賀町	3,777	429	○	18	1	0	1	2		○	○	○			○	○	
028	宝達志水町	2,004	178															
032	中能登町	2,717	371							2008/8/31								
037	能登町	3,755	235							2008/8/31								
038	穴水町	1,742	86	○	13	1		1	1	2008/8/31	○	○	○			○	○	
都道府県合計		165,160	12,245	13	945	20	0	2	21		13	13	13	4	6	12	11	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	別紙
子供のいる世帯に対する特別な取組	別紙
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	別紙

各市町の資格証明書交付における取組

保険者 番号	市町村 保険者名	滞納者と接触を図るための具体的な取組
001	金沢市	平日日中仕事等で接触できない滞納者のため、休日・夜間特別相談窓口を年4回実施している。 市民課及び市民センターに住民票等の申請に滞納者が来た場合に、納付相談を行っている。。
002	小松市	
003	七尾市	
004	加賀市	国保証を窓口交付とし、接触を図る。税徴収員が滞納世帯を訪問する。
005	輪島市	税担当課と連携し情報の共有を図る。
006	珠洲市	税務課との連携
007	羽咋市	関係各課と情報の共有化を図っている。
008	白山市	納税課と情報の共有を図る。
010	能美市	収納対策室の設置により、税当局及び全庁で収納対策の強化を図っている。
013	川北町	税担当課と連携し情報の共有を図る。
015	野々市町	資格証明書交付対象者について調査期間を設け、訪問や電話催告を行い調査書を作成している。
022	津幡町	
023	かほく市	納税課課と連携し、滞納徴収強化週間を設け、その都度情報の共有を図る。
026	内灘町	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。資産調査及び滞納処分を実施する。
027	志賀町	資格証明書の場合、大口で悪質な滞納者が多いことから差押えや分納誓約の提出を求める等の取組みを実施。
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。夜間徴収(年2回 5月と12月)、納税相談(保険証更新時に適宜実施)の実施

保険者 番号	市町村 保険者名	子供のいる世帯に対する特別な取組
001	金沢市	小学生以下の子どもには資格証明書の交付はしない。
002	小松市	
003	七尾市	
004	加賀市	
005	輪島市	必ず訪問を行い、実情を把握する。
006	珠洲市	
007	羽咋市	世帯構成や給付の状況(医療機関での受診状況など)を把握するようにしている。
008	白山市	児童(高校生以下)は資格証明書の対象としない。
010	能美市	
013	川北町	税担当課と連携し情報の共有を図る。
015	野々市町	資格証明書交付対象者の調査書を作成し、世帯構成で小学生以下の子供がいる世帯については短期被保険者証としている
022	津幡町	
023	かほく市	家族構成等を確認したうえで、対応する。
026	内灘町	本人と接触した際に、毎回最新の経済状況等を把握する。
027	志賀町	
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	住民情報の確認、児童福祉担当者に確認し、情報共有。

保険者 番号	市町村 保険者名	特別の事情の有無の判断のための特別な取組
001	金沢市	資格証明書の交付の判断につき、「滞納世帯主等措置判定審査会」を課内に設けている。
002	小松市	特別の事情の審査を行うため、保険税滞納判定会議を開催。
003	七尾市	
004	加賀市	
005	輪島市	納税相談等により把握した情報を基に資格証明書交付審査委員会において判定を行う。
006	珠洲市	
007	羽咋市	国保担当課と税務担当課で組織された委員会で特別の事情について判断を行なっている。
008	白山市	納税課及び関係課と協議する。
010	能美市	
013	川北町	
015	野々市町	
022	津幡町	
023	かほく市	直接接触し、実情を把握した上で、関連課にて検討する。
026	内灘町	
027	志賀町	国保担当課と税務担当課で組織された資格証明書交付審査委員会において判定を行う。
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	震災被災者生活再建支援対象者名簿との照合、レセプトの点検(公費負担受給の有無)、税務課・健康福祉課の課長・課員で審査委員会を編成。